NPO 法人チェコ倶楽部定款

第1章 総則

（名称）

第1条　この法人は、NPO 法人チェコ倶楽部という。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

（目的）

第3条　この法人は、広く一般市民、団体を対象として、チェコ語講座をはじめとする講座、定期・不定期な刊行物、講演会、図書室の運営、コンサート、展示会、即売会、勉強会、親睦会、旅行会など、チェコに関する知識や特産品、世界との関連事情などの理解、普及及び友好、啓蒙に関する事業を行い、チェコと日本・世界を結ぶ交流を通して世界平和を目指すことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

(1)　社会教育の推進を図る活動

(2)　観光の振興を図る活動

(3)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(4)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(5)　国際協力の活動

(6)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業として、次の事業を行う。

(1)　チェコに関連する啓蒙、教育、支援等のためのイベントの活動事業

(2)　チェコに関連する定期・不定期の刊行物の発行事業

(3)　チェコ関連物品の販売事業

(4)　チェコに関する他の個人、団体のイベントへの参加事業

(5)　その他、目的を達成するために必要な事業

2, この法人は、次のその他の事業を行う。

(1)　寄付された物品の販売事業

3, 前項に掲げる事業は、第 1 項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第 1 項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

（種別）

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という） 上の社員とする。

(1)　正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

(2)　賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第 7 条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2, 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3, 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4，理事長は、第 2 項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
（入会金及び会費）
第 8 条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
（会員の資格の喪失）
第 9 条　会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。
（1）　退会届の提出をしたとき。
（2）　本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
（3）　年度内(3 月 31 日)に会費を納入しなかったとき。
（4）　除名されたとき。
（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
（1）　この定款に違反したとき。
（2）　この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
2，前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章　役員

（種別及び定数）
第 12 条　この法人に、次の役員を置く。
（1）　理事　3 人以上 7 人以内
（2）　監事　1 人以上 2 人以内
2，理事のうち 1 人を理事長とする。
（選任等）
第 13 条　理事および監事は、総会において選任する。
2，理事長は、理事の互選とする。
3，役員のうちには、それぞれの役員について、それぞれの配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
4，法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
5，監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。
（職務）
第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2，理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3，理事は、理事長に事故がある時、または理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4，理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5，監事は、次に掲げる職務を行う。

（1） 理事の業務執行の状況を監査すること。
（2） この法人の財産の状況を監査すること。
（3） 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
（4） 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（5） 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2，補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする、
3、前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。また、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
4、役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条 理事または監事のうち、その定数のうち、3 分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
（1） 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。
（2） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。
2，前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第 18 条 役員はその総数の 3 分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2，役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3，前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会議

（種別）
第 19 条 この法人の会議は、総会および理事会の 2 種とする。
2，総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。
（1） 定款の変更
（2） 解散および合併
（3） 会員の除名
（4） 事業計画および予算ならびにその変更

（5） 事業報告および決算
（6） 役員の選任および解任
（7） 役員の職務および報酬
（8） 入会金および会費の額
（9） 資産の管理の方法
(10)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(11)解散における残余財産の帰属
(12)事務局の組織及び運営
(13)その他運営に関する重要事項
（総会の開催）
第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
2, 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（1） 理事会が必要と認め、招集の請求をした時。
（2） 正会員総数の 5 分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があった時。
（3） 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集する時。
（総会の招集）
第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
2, 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があった時は、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3, 総会を招集する時には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
（総会の議長）
第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
（総会の定足数）
第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。
（総会の議決）
第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2, 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長に決するところによる。
3, 理事または正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をした時は、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
（総会での表決権等）
第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
2, やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3, 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4, 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　日時および場所

（2）　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

（3）　審議事項

（4）　議事の経過の概要および議決の結果

（5）　議事録署名人の選任に関する事項

2，議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名しなければならない。

3，前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（2）　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（3）　総会の決議があったものとみなされた日および正会員総数

（4）　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第29条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（1）　総会に付議すべき事項

（2）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（1）　理事長が必要と認めた時。

（2）　理事総数の2分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があった時。

（理事会の招集）

第32条　理事会は、理事長が招集する。

2，理事長は、前条第2号の規定による請求があった時は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3，理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第33条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第34条　理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

2，理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）
第35条　各理事の表決権は、平等なものとする。
2，やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
3，前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4，理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
（理事会の議事録）
第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）　日時および場所
（2）　理事総数、出席者数および出席者氏名（書面または電磁的方法表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（3）　審議事項
（4）　議事の経過の概要および議決の結果
（5）　議事録署名人の選任に関する事項
2，議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

第5章　資産

（資産の構成）
第37条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（1）　設立当初の財産目録に記載された資産
（2）　入会金および会費
（3）　寄附金品
（4）　財産から生じる収益
（5）　事業に伴う収益
（6）　その他の収益
（資産の区分）
第38条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。
（資産の管理）
第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章　会計

（会計の原則）
第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
（会計の区分）
第41条　この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。
（事業年度）
第42条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
（事業計画および予算）
第43条　この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なけ

ればならない。
（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2，前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
（予算の追加および更正）
第45条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速かに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2，決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（臨機の措置）
第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散および合併

（定款の変更）
第48条　この法人が定款を変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
2，この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。
（解散）
第49条　この法人は、次に掲げる事由により、解散する。
（1）　総会の決議
（2）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）　正会員の欠亡
（4）　合併
（5）　破産手続開始の決定
（6）　所轄庁による設立の認証の取り消し
2，前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
3，第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければばらない。
（残余財産の帰属）
第50条　この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。
（合併）
第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　公告の方法

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章　事務局

（事務局の設置）

第53条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2，事務局には、事務局長および必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章　雑則

（細則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1．この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2．この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　林　幸子　　副理事長　奥平　純子　副理事長　榊原　佳子

監事　奥田　務

3，この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年6月30日までとする。

4，この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。

5，この法人の設立当初の事業計画および予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6，この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員(個人、団体	1,000円
	賛助会員(個人、団体)	1,000円
(2)年会費	正会員(個人、団体)1口以上	3,000円
	賛助会員(個人、団体)1口以上	2,000円